

## 台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

台湾と沖縄県は地理的に非常に近いところから地域間交流が活発に行われ、令和元年度の外国から本県への入域観光客数約 249 万人のうち、台湾から約 86 万人もの観光客が訪れており、本県にとって重要な交流国になっております。

本市は古くから台湾と農業分野をはじめ、様々な民間交流が活発に行われており、本年は台湾蘇奥鎮との友好都市締結 25 周年の節目を迎えたところであります。

昨今の国際交流の進展に伴い相互理解が図られる一方で、新型コロナウイルス感染症のように国境を越える感染症の蔓延など、世界規模の課題に対しては、これまで以上に関係各国・地域との連携が必要不可欠であります。

今後、感染症の世界的流行に対峙して多くの人命を救うためには、公衆衛生上の成果を上げた台湾をはじめ、世界中のあらゆる情報・知見を総動員、結集して対処していく国際協調が重要であります。

世界保健機関（WHO）憲章は「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである。」と掲げております。

しかし、2009 年から 2010 年まで WHO 年次総会へのオブザーバー参加を認められていた台湾を、2017 年以降排除してきたことは、この基本理念に反するものであります。特定の地域が取り残されることによって、地理的空白を生じさせてはならず、世界全体の感染拡大防止の目標を達成しなければなりません。

よって、国においては関係各国・地域と連携し、台湾 WHO 参加実現に向けてこれまで以上に同機関への働きかけ強化をするよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 14 日

石 垣 市 議 会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、厚生労働大臣